明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（金融庁一〇五）　一
○日本国に帰化を許可する件（法務四八一）　二
○労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の所在地等を変更する件（厚生労働四一五）　三
○保安林の指定をする件（農林水産二〇七三～二〇七六）　四
○保安林の指定を解除する件（同二〇七七～二〇八八）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二〇八九～二〇九六）　五
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通一〇六四）　六
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（同一〇六五）　六
○浄化槽の型式の認定を更新した件（関東地方整備局三九八）　八
○浄化槽の型式を認定した件（同三九九）　八
○都市計画に関する件（同四〇〇～四〇二）　九
○道路に関する件（北陸地方整備局九三）　九
○道路に関する件（中部地方整備局一三四～一三六）　九
○道路に関する件（中国地方整備局一八三）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一五四）　九
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局三五、三六）　九

〔国会事項〕　一〇
内閣府　外務省

〔人事異動〕　一〇

〔叙位・叙勲〕　一二

〔官庁報告〕　一二
労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二
最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示三）　一三

〔公告〕
諸事項
官庁　二
土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、無縁墳墓等改葬関係　二
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他　三〇

告示

○金融庁告示第百五号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成二十四年十二月三十一日まで適用する。

平成二十三年十月二十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

（定義）

第一条　この告示において「対象外国清算機関」とは、外国の法令に準拠して設立された法人で次に掲げる国において金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条において「法」という。）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。以下同じ。）と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該国の法令の規定により当該国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者に限る。）をいう。

一　アメリカ合衆国

二　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

2　この告示において「対象有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの

二　前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

（金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引）

第二条　金融商品取引法施行令（次条において「令」という。）第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するものは、対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている対象有価証券の売買とする。

（金融商品債務引受業の対象取引から除かれる貸借）

第三条　令第一条の十九第二号に規定する金融庁長官が指定するものは、対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている対象有価証券の貸借とする。